

朝鮮学校無償化手続き停止の理由に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年一月二十七日

義家弘介

参議院議長 西岡武夫殿

朝鮮学校無償化手続き停止の理由に関する質問主意書

菅内閣は、政府が北朝鮮による韓国砲撃事件を受け、朝鮮学校に対する無償化手続きを停止した理由などを問う「朝鮮学校の無償化手続きの停止に関する質問主意書」（第一七六回国会質問第一八五号）に対して、「今回の北朝鮮による砲撃は、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、政府を挙げて情報収集に努めるとともに、不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく必要があることに鑑み、現時点で、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第二号ハの規定に基づく指定の手続を一旦停止することとしたものである。」との答弁書（内閣参質一七六第一八五号）を閣議決定している。

そこで、次の事項について質問する。

一 朝鮮学校に対する無償化手続きを停止することが、なぜ、「不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく」ことになるのか。

二 政府が想定する、朝鮮学校が関わる「不測の事態」とは、具体的には、どのような事態なのか。
右質問する。

